

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
3月15日
(火曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

家畜伝染病予防法第五条第一項の規定による家畜の検査の実施 (畜産振興課) 五

家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による家畜の注射の実施 (畜産振興課) 七

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) 九

道路の区域の変更 (道路整備課) 九

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 九

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 九

阿知須都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 〇

公園施設に係る指定管理者の指定 (都市計画課) 〇

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 一

山口県告示第百八号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年三月十五日から同年四月四日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 閑成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 ジャパンファインスチール株式会社
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	使 用 開 始
六三一口	(t/日) 一七	平成二三年三月六日	平成二三年三月六日	平成二三年三月七日
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
六三一水	(N ^{m3} /分) 一三三	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
六五	(t/日) 一七	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
六六	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"
"	"	"	"	"

種 類	構 造	能 (m^3 /日)	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 日 用 当 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定	年 工 事 完 成 予 定	年 使 用 開 始 予 定	種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)	
											水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
"	八・八	"	五〇	一〇〇	"	"	"	一四	一六	六三―口	一一・五	一一・五	八〇	一〇〇
六六	五・六	一五	四〇	八〇	検 出 せ ず	検 出 せ ず	検 出 せ ず	六〇	八〇	"	二	二	六〇	八〇
"	三	"	"	"	五	一〇	四	三	五	"	三	三	三	五
"	五・六	"	"	"	三	五	四	一〇	一六	"	五・六	五・六	一〇	一六
六五	二	二〇	"	"	五	一〇	四	八〇	二〇	六三―ホ	二	二	五	二〇
"	"	"	五〇	一〇〇	検 出 せ ず	検 出 せ ず	検 出 せ ず	五	一〇	"	二	二	五	一〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一一・五	一一・五	三〇	五〇
"	"	"	"	"	五	一〇	四	三〇	五〇	"	二	二	三〇	五〇
"	"	"	四〇	八〇	"	"	"	"	"	"	一一・五	一一・五	八〇	一〇〇

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考

「六三―口」及び「六三―ホ」、「六五」並びに「六六」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設及び廃カス洗浄施設 同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第六十六号の電気めっき施設をいう。

排水処理施設	コンクリート製	一、九二〇	凝集沈殿連	続二四時間	変動なし	(既設)
--------	---------	-------	-------	-------	------	------

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	
排水処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七・五	八・五	〇・四
		三	七	
排水処理施設	化学的酸素要求量 (mg/l)	一七	八	一・五
		三四	二	
排水処理施設	浮遊物質 (mg/l)	四三	八	六
		八六	一五	
排水処理施設	銅 (mg/l)	一・九	一	四
		一三	八	
排水処理施設	窒素 (mg/l)	二〇	一〇	四
		二〇	一〇	
排水処理施設	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	四四四・五五	〇・四	一・五
		一、七四〇・一	〇・四	一・五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No.	排水口	排水水の汚染状態の値		排水水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
No. 6	排水口	七・二	八・五	一九
No. 5	排水口	三・六	六・二	七六
No. 3	排水口	二・一	四・二	一八・九五
No. 2	排水口	七・四	一一・八	二九
No. 1	排水口	七・九	一一・二	一、三九〇・一

平成二十三年三月十五日

山口県告示第九九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年三月十五日から同年四月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市環境経済部環境課において公衆の縦覧に供する。

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 ジャパンファインスチール株式会社
住 所 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名称 ジャパンファインスチール株式会社
所在地 山陽小野田市石井手一丁目一九番一号
- 三 特定施設の種類の

No. 1 排水口	排水口	項目		排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		変更前	変更後	通常最大	通常最大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	7.2	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	1.5
		通常最大	5.9	"	浮遊物質 (mg/l)	1.5
		通常最大	8.5	"	銅 (mg/l)	1.5
		通常最大	7.9	"	窒素 (mg/l)	1.5
		通常最大	11.4	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	7.9	"	室の状態の値	1.5
		通常最大	1.5	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	1	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	3	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	5	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	0.4	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	0.8	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	853.55	"	燐 (mg/l)	1.5
		通常最大	969.1	"	燐 (mg/l)	1.5

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水処理施設	処理後		処理前		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	変更前	変更後	変更前	変更後				
	7.5	"	3	"	水素イオン濃度 (水素指数)	通常最大	1,740.1	
	8.5	"	4.2	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	8	"	1.7	"	浮遊物質 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	2.2	"	3.4	"	銅 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	8	"	4.3	"	窒素 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	1.5	"	8.6	"	燐 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	1	"	1.9	"	室の状態の値	通常最大	1,740.1	
	8	"	1.3	"	燐 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	5	"	2.0	"	燐 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	0.4	"	0.4	"	燐 (mg/l)	通常最大	1,740.1	
	0.8	"	0.6	"	燐 (mg/l)	通常最大	1,740.1	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	変更前		変更後		種 類	項 目	使用時間	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
	変更前	変更後	変更前	変更後						
	コンクリート製	1,200	1,200	1,200	凝集沈殿	連続	二四時間	(既)	(既)	(設)
	1,920	"	"	"	使用時間	一日当たりの使用時間	概季節的変動の要			

四 変更しようとする事項の内容
 特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
 (一) 汚水等の処理施設の種別、構造及び使用時間間隔等

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第八十八号)別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する電解式洗浄施設及び廃カス洗浄施設、同表第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設並びに同表第六十六号の電気めっき施設

No. 6 排水口		No. 5 排水口		No. 3 排水口		No. 2 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
七	七・一	"	三・六	"	二・一	七・四	六・九
"	一一	"	六・二	"	四・二	一一・八	一一
"	九	"	一〇	"	八	"	八・八
"	"	"	"	"	"	"	二〇
"	"	"	"	"	"	"	検出せず
六	六・七	"	五・四	"	二・三	四・五	三・六
一五	一五・六	"	八・一	"	四・五	九・八	八・七
〇・七	〇・七五	"	〇・七	"	〇・三一	〇・五六	〇・四四
一・五	一・六一	"	一・三	"	〇・六九	一・三六	一・一一
一九	七	"	七六	"	一八・九五	二九	二五
三二	三	"	一〇五	"	三三	四八	四〇

山口県告示第百十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について検査を受けることを命ずる。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 牛のブルセラ病検査

- (一) 目的
牛のブルセラ病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
4 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

二 牛の結核病検査

- (一) 目的
牛の結核病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域
- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
3 1及び2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
4 受精卵の採取の用に供する雌牛
5 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛
- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで
- (五) 検査の方法

三 ツベルクリン皮内注射法
牛のヨーネ病検査

- (一) 目的
牛のヨーネ病の発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 1に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 3 搾乳の用に供する目的で県外から移入した雌牛

- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)

四 伝達性海綿状脳症検査

- (一) 目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況等を把握するため

- (二) 区域
山口県全域(萩市見島を除く。)

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 月齢又は推定月齢が満二十四月以上で死亡した牛の死体
- 2 月齢又は推定月齢が満十二月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法
牛の死体にあつては酵素免疫測定法(エライザ法)

- 1 めん羊、山羊及び1による検査の反応が陰性でない牛の死体にあつてはウエスタンプロット法による検査及び免疫組織化学的検査

五 馬伝染性貧血検査

- (一) 目的
馬伝染性貧血の発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
馬の全部(平成十九年四月一日以降に検査を受けた馬を除く。)

- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法
寒天ゲル内沈降反応検査

- (六) 馬インフルエンザ検査

- (一) 目的
馬インフルエンザの発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
飼養している馬で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法
簡易抗原検査

七 豚コレラ検査

- (一) 目的
豚コレラの発生を予防するため

- (二) 区域
山口県全域

- (三) 対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が検査の必要があると認める豚

- (四) 期日
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

- (五) 検査の方法
酵素免疫測定法(エライザ法)

- (八) 豚のオーエスキー病検査
- (一) 目的
豚のオーエスキー病の発生を予防するため
- (二) 区域
山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

- 1 飼育している豚で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの
- 2 繁殖の用に供する目的で県外へ移出しようとする豚
- 3 繁殖の用に供し、又は肥育する目的で県外から移入した豚（清浄段階の地域（その地域内で飼育しているいずれの豚等（豚及びびいのししをいう。以下同じ。）に対してもオーエスキー病の予防注射を実施しておらず、かつ、その地域内において豚等を飼育している全ての農場において毎年二回以上B検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、二十二頭以下である場合に於てはその全部を、二十三頭以上四十九頭以下である場合に於ては二十二頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合に於ては二十六頭を、百頭以上二百頭以下である場合に於ては二十七頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合に於ては二十八頭を、千頭以上である場合に於ては二十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。）を実施し、又は毎年一回以上C検査（オーエスキー病の検査であつて、農場で飼育している豚等の数が、三十五頭以下である場合に於てはその全部を、三十六頭以上四十九頭以下である場合に於ては三十五頭を、五十頭以上九十九頭以下である場合に於ては四十五頭を、百頭以上二百頭以下である場合に於ては五十一頭を、二百一頭以上九百九十九頭以下である場合に於ては五十八頭を、千頭以上である場合に於ては五十九頭を、それぞれ無作為に抽出して行うものをいう。以下同じ。）を実施し、その結果、オーエスキー病の野外抗体について陽性であると認められる豚等が一年以上確認されていない地域をいう。）から移入したもの又はC検査を実施し、その結果、オーエスキー病の抗体について陽性であると認められる豚等が確認されていない農場から移入したものを除く。）

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

ラテックス凝集反応法

九 鶏の高病原性鳥インフルエンザ

(一) 目的

鶏の高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

飼養している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

血清抗体検査（家畜防疫員が必要があると認める鶏に於ては、血清抗体検査及びウイルス分離検査）

十 家きんサルモネラ感染症検査及びマイコプラズマ・ガリセプチカム検査

(一) 目的

家きんサルモネラ感染症及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を採取し、又は採取する目的で飼育している鶏で家畜防疫員が検査の必要があると認めるもの

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

急速凝集反応法

十一 腐蛆病検査

(一) 目的

腐蛆病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

1 みつばちの全部

2 転飼しようとするみつばち

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 検査の方法

肉眼検査

山口県告示第百一十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について注射を受けることを命ずる。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 牛流行熱予防注射及びイバラキ病予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

1 牛流行熱 前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

2 イバラキ病 皮下一回注射

二 牛流行熱・イバラキ病混合予防注射

(一) 目的

牛流行熱及びイバラキ病の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

前年度に注射を受けた牛にあつては筋肉一回注射

前年度に注射を受けていない牛にあつては筋肉二回注射

三 牛伝染性鼻気管炎予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

(四) 家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

四 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢粘膜炎・牛パラインフルエンザ混合予防注射

(一) 目的

牛伝染性鼻気管炎、牛ウイルス性下痢・粘膜炎及び牛パラインフルエンザの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

筋肉一回注射

五 牛の炭疽ぞ予防注射

(一) 目的

牛の炭疽ぞの発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

家畜防疫員が注射の必要があると認める牛

(四) 期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

皮下一回注射

六 豚の流行性脳炎予防注射

(一) 目的

豚の流行性脳炎の発生を予防するため

(二) 区域

山口県全域

(三) 対象となる家畜の種類及び範囲

(四) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している豚
期日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

(五) 注射の方法

越夏豚にあつては皮下一回注射
未越夏豚にあつては皮下二回注射

山口県告示第百十二号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めた。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

田布施加入区

山口県告示第百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十三年三月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 山口防府線
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	旧	最狭 三三・〇八	最狭 一八・八	一一・二	
山口市黄金町二六二の二地先から 同市 同町二五九地先まで		最狭 三三・〇八	最狭 一八・八	一一・二	



(六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十三年四月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日

平成二十三年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人レオーネ山口スポーツクラブ
代表者の氏名 住田 優
主たる事務所の所在地 山口市下小鯖一三四六番地の三

(六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十二年十一月二日山口県公告(三五九)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十三年三月十五日から同年四月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドラッグコスモス戎町店
所在地 防府市戎町一丁目二二三五

二 意見の概要

交通に係る事項について配慮を求める。

(六三) 阿知須都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、阿知須都市
 計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十三年四月七日(木曜日)午後七時

二 開催の場所

山口市阿知須二七四三

山口市阿知須地域交流センター

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する阿知須都市計画公園九・五・一山口きらら博記念公園

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年三月三十一日(木曜
 日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下
 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇)山
 口県土木建築部都市計画課に提出してください。
 なお、郵送の場合は、平成二十三年三月三十一日までの消印のあるもの限りま
 す。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公
 聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限
 することができます。

(四) (一)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した
 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-一九三三-
 三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

山口市神田町六番一〇号

防府土木建築事務所山口支所

山口市亀山町二番一号

山口市都市整備部都市計画課

山口市阿知須二七四三

山口市阿知須総合支所

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において
 縦覧に供します。)

(六四) 公園施設に係る指定管理者の指定

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号。以下「条例」という。)第
 十四条第一項の規定により、公園施設に係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関成

一 指定管理者に管理を行わせる公園施設の名称及び位置

都市公園の名称	公園施設の名称	公園施設の位置
維新百年記念公園	陸上競技場(補助競技場を除く。)及びその他の都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第二項各号に掲げる公園施設	山口市

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

財団法人山口県施設管理財団 山口市維新公園四丁目一番一号

三 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

(一) 条例第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更するこ
 と。

(二) 条例第三条第一項の許可をすること。

(三) 条例第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(四) 条例第七条第一項の許可をすること。

(五) 条例第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

(六) 条例第十一条第一項の規定により、条例第三条第一項又は第七条第一項の許可を
 取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

(七) 公園施設の利用に関すること(知事が定めるものに限る。)()。

(八) 施設及び設備の維持管理に関すること。

四 指定の期間

平成二十三年三月十九日から平成二十七年三月三十一日までの間

(六五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十三年三月十五日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市光井七丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

株式会社新日鉄都市開発

平成二十三年三月十五日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁